



議案三九号

分収造林立木売買契約の締結について、
旭財産区と県との分収造林を売買するについて左記のとおり売買契約
を締結する。

記

一 立木の所在地

東伯郡三朝町大字元鴨字余川谷

一 二九六ノ二番外一筆

一 樹種及数量

樹種 松及び雑木

数量 松 八三、〇九二本 一、七六七五米

雑木 八八、六四三本 三、九三八五米

一 売買価格

一 金 売千八百万円也

一 契約の相手方

津山市三宮三六

山源チツプ工業株式会社

代表取締役 山本晋平

昭和三十一年三月十九日提出

三朝町長

坂出雅己

昭和卅九年參月拾九日原案可決

三朝町議會議長

矢田秀雄

分収造林立木売買契約書

偽取県東伯郡三朝町旭財産区と 県との分収造林立木を売買するに付て
克松人偽取県東伯郡三朝町旭財産区管理者三朝町長坂出雅己を甲とし、
津山市二宮二大山源キツポ工業株式会社代表取締役山本晋平を乙として次
の条項により契約を締結する。

第一条 克松物件及価格は次の通りとする。

所在地 東伯郡三朝町大字元鴨字余川谷一、二九六ノ二番外一筆

樹種 松及び雑木

数量 松 八三、〇九二本 一、七六七立米

雑木 八八、六四三本 三、九二八立米

売買価格 一金、克千八百万円也

第二条 伐採搬出期限は前条克松代金完納の日から昭和四十三年十二月

三十一日までとする。

第三条 乙は契約締結後昭和三十九年三月二十日まで代金を甲に支払

わなければならぬ。

第四条 売払物件の所有権は第一条の売払代金完納と同時に乙に移転する。

乙乙は既納の売払代金の還付請求はできないものとする。

第五条 乙は、売払物件の伐採搬出について総べて甲の指示に従わなければならぬ。

第六条 この契約の履行に因り契約物件以外に損傷を与えたときは、乙

は甲の査定による賠償金を支払わなければならぬ。

乙乙の代理人、使用人又は事業請負人若しくはそれ等の家族の行為

に因りても、乙がその責を負うものとする。

第七条 売払物件の搬出を終つたときは乙は遅滞なくその旨を甲に届出

す、伐採検査を受けなければならぬ。

乙第三条に定める期限内に伐採搬出を終らない物件は第四条の定め

にかかわらず甲の所有に帰する。

第八条 乙がこの契約に違反した場合、甲は契約の解除をすることができ

之前項により契約を解除した場合において甲又は乙のいづれから損害を及ぼす事項が発生した時は協議の上、それぞれその賠償の責を負うものとする。

第九條 この契約の締結に伴う費用は、すべて乙の負担とする。

第十條 この契約に明記されていないか又は疑義を生ずる事項については、すべて甲、乙協議の上、処理するものとし、協議の整わないときは、甲の定めるところによる。

第十一條 この契約の締結については、前各条によるのほか三朝町財務規則を準用する。

第十二條 この契約は三朝町議会の同意を得て効力を発する。

この契約の成立を証するため、契約書式通を作成し、記名捺印の上、各書通を所持する。

昭和三十八年十一月十八日

甲 偽取具東伯郡三朝町旭財産之管理者

三朝町長 坂出雅己

乙

津山市二宮二六

山原チツプロ工業株式会社

代表取締役 山本晋平